

## 第2章 計画の基本方針等



## 1 計画策定にあたっての基本的考え方

すべての県民が生涯を通じて歯と口腔の健康づくりを自ら取り組めるよう支援するとともに、適切な時期に歯科保健医療サービスを受けることができる環境を整備することが必要です。

このため、この計画に基づき、行政や関係機関・団体が相互に連携し、歯科保健医療施策を総合的に推進していきます。

## 2 基本方針

「すべての県民がその年齢又は心身の状況に応じた良質な歯及び口腔に係るサービスの提供を受けることができるようにする」ことを目標にします。

## 3 重点目標

### (1) 各ライフステージの一次予防に重点を置いた歯科疾患の予防

むし歯や歯周病の予防は、全身の健康保持・増進の観点からも重要であることから、歯科疾患の予防方法について普及啓発を行うとともに、健康を増進する一次予防に重点を置いた歯科疾患予防対策を総合的に推進します。

また、乳幼児期から学齢期にかけて、良好な口腔・顎（あご）<sup>がく</sup>・顔面の成長発育及び適切な口腔機能を獲得し、成人期・高齢期にかけて口腔機能の維持・向上を図っていきます。

### (2) 障がい児（者）、要介護者等に対する歯科保健医療体制の充実

障がい（児）者や要介護者の個々の状況に応じた口腔ケアや摂食嚥下リハビリテーションを提供することができる人材の育成を図ります。

障がい（児）者に対して適切な歯科医療が提供できるよう、その中心的役割を担っている熊本県歯科医師会立口腔保健センターの支援を行います。

### (3) 在宅歯科連携体制の整備

在宅医療を担う医療機関を含め、広く県民に対して在宅歯科医療の必要性などに関する周知啓発を行います。

在宅療養者に対する訪問歯科診療の推進を図るため、器材整備や技術面・人材育成等の支援を行います。

### (4) 災害時における歯科保健医療体制の整備

避難所や避難生活の長期化に伴う口腔衛生状態や生活環境の悪化により、むし歯や歯肉炎等が生じやすくなります。そのため、口腔ケアや口腔衛生指導等を行い、むし歯や歯周病の予防を図ります。また、免疫機能や口腔機能が低下した高齢者の口腔衛生状態の不良から起こりやすい誤嚥性肺炎を防ぐ歯科保健活動や、歯の痛みや義歯の紛失等に対する応急処置などが行えるよう、災害時の歯科保健医療提供体制を整備します。

## (5) 医科歯科連携の推進

医科歯科連携に携わる人材育成及び糖尿病、がんなどの生活習慣病、早産、脳卒中などの疾病等における医科歯科連携の更なる推進を図ります。

## 4 推進体制

歯科保健医療計画の推進を図るため、県民や家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、職域、行政等と連携し、歯科保健医療施策を推進します。

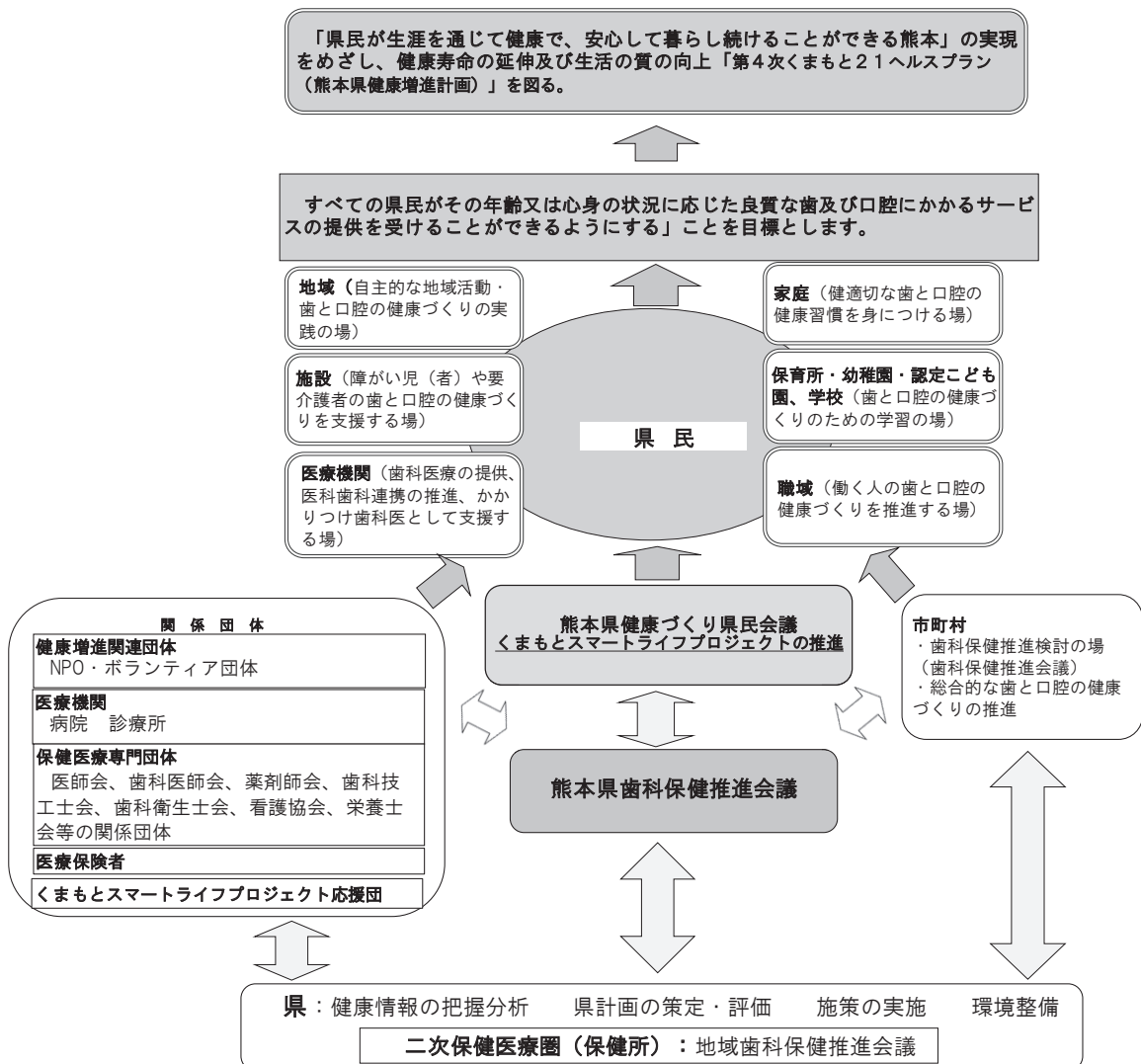
### (1) 推進体制

#### ○ 熊本県歯科保健推進会議

有識者及び関係機関・団体から推薦された者で構成する組織で、歯科保健医療計画の進捗管理及び県の歯科保健医療に関する総合的な対策を協議します。

#### ○ 地域歯科保健推進会議

関係機関・団体、行政機関等の代表者で構成する組織で、二次保健医療圏単位に設置しています。会議では、地域における歯科保健事業が円滑に推進できるよう歯科保健医療の現状、課題やその対策について構成機関・団体と情報交換を行います。



## (2) 関係者の役割

### 1) 県民

県民一人ひとりが、歯及び口腔の健康づくりの重要性に対する関心を深め、生涯にわたって自らの歯及び口腔の健康づくりに努める必要があります。

また、乳幼児期及び学齢期の子どもを持つ保護者は、家庭において、子どものむし歯や歯周病の予防・早期治療を行い、歯及び口腔の健康づくりのための正しい生活習慣を身につける場として重要な役割が求められています。

### 2) 保育所・幼稚園、学校

基本的な生活習慣を身につける大切な時期に、保育や教育の場における歯科保健の取組みの充実が期待されます。

また、顎（あご）の発育のため、よく噛む等の望ましい食習慣や歯磨き、歯肉炎予防等の健康教育やフッ化物応用、歯科健診後の治療勧奨等の指導が求められています。

### 3) 事業者・保険者

従業員及び被保険者に対して、歯及び口腔の健康づくりに関する正しい知識を身につけ、むし歯や歯周病の予防に取り組むことができるよう、歯科健診、歯科保健指導の機会の確保や、かかりつけ歯科医をもつことを啓発することが求められています。

### 4) 保健医療関係機関・団体

#### ① 歯科保健医療専門団体（歯科医師会・歯科技工士会・歯科衛生士会）

県や市町村が実施する歯及び口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、県民が行う歯及び口腔の健康づくりに関する取組みを支援する役割があります。

#### ② 医師会

保育所、幼稚園、認定こども園、学校、高齢者施設、事業所等における嘱託医、校医、産業医として県民の健康管理を担うほか、糖尿病や早産、がん治療、疾病の回復期において歯科医療機関との連携が求められています。

#### ③ 保健医療専門団体（薬剤師会・看護協会・栄養士会）

保健医療に関する専門職種で構成する組織としての特性を活かし、組織をとおして、関係機関・団体との連携を図り、県民への歯及び口腔の健康づくりに関する指導や情報提供などの支援を行う役割があります。

#### ④ ボランティア団体

食生活改善推進員、母子保健推進員、老人会等は、その組織の活動をとおして、歯科保健に関する理解を深め、他の専門団体と協力し、県民の歯及び口腔の健康づくりを支援していくことが期待されます。

## 5) 行政機関

### ①市町村

生涯を通じた歯科保健施策を推進する上で、住民に最も身近な歯科保健サービスの提供主体として、保健医療関係機関・団体と協力し、歯科保健に関する情報提供や個人が行う歯及び口腔の健康づくりへの取組みを支援します。

### ②県

「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯科保健医療に関する施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、歯科保健医療に関する正しい知識の普及、情報の提供等を行います。

また、市町村をはじめとする保健医療関係機関・団体、教育機関、福祉関係機関、事業所が行う歯及び口腔の健康づくりの活動に対し支援します。

## (3) 計画の周知

本計画を歯科保健医療関係者へ配布するほか、県のホームページに掲載します。「歯と口の健康週間」等の様々なイベントや会議等の機会を活用して、県民及び関係機関・団体に対して普及を図っていきます。

## (4) 計画の進捗管理

この計画を総合的に推進するために、引き続き「熊本県歯科保健推進会議」及び二次保健医療圏域の「地域歯科保健推進会議」を定期的を開催し、事業評価や推進方策の検討など進捗管理を進めていきます。

本計画の最終年度には、目標の達成度を検証・評価し、次期歯科保健医療計画に反映します。

参考

口腔ケアの定義づけについて

この計画の各ページには「口腔ケア」という用語を使用していますが、ここでは、口腔ケアの定義について整理します。

口腔ケアとは、口腔内の歯や粘膜、舌などの汚れを取り除く口腔清掃と、口腔機能の維持・回復から成り立っています。口腔ケアと口腔機能管理、口腔衛生管理を組み合わせ行うことで効果が高まります。

現在、公益社団法人日本歯科医師会では、口腔ケアと口腔機能管理、口腔衛生管理を総称して「口腔健康管理」と定義づけすることについて検討されています。

口腔健康管理			
口腔機能管理	口腔衛生管理	口腔ケア	
		口腔清掃	食事への準備等
むし歯処置 歯周関連処置※ 抜歯 ブリッジ <sup>①</sup> や義歯 等の処置・調整 摂食機能療法 等	バイオフィルム <sup>②</sup> 除去 歯間部清掃 口腔内洗浄 舌苔除去 歯石除去 等	口腔清拭 歯ブラシの保管 義歯の清掃・着 脱・保管 歯磨き 等	嚥下体操指導 唾液腺マッサージ <sup>③</sup> 舌・口唇・頬粘膜ス トレッチ訓練 食事介助 等
主に歯科専門職が実施		主に本人、家族、多職種連携で実施	

出典：公益社団法人日本歯科医師会

※歯周関連処置と口腔衛生管理には重複する行為がある。

- ① ブリッジとは、抜けた歯の隣（またはその隣）の歯を土台として橋渡しをするように人工歯をつなげた被せ物のことです。
- ② バイオフィルムとは、歯周病菌などの細菌が集まって薄い膜をつくり歯に張り付いている状態のことです。バイオフィルムは、歯ブラシでは完全に除去できないため、定期的に歯科医療機関を受診し、機械的歯面清掃を受けることが必要です。
- ③ 唾液腺マッサージとは、口の中に複数ある唾液腺を刺激することです。唾液の分泌を促し、誤嚥予防だけでなく口腔内の自浄作用や乾燥の予防に効果があります。